

広島県告示第九百三十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県山県郡北広島町阿坂、同町今吉田及び広島市安佐北区安佐町大字鈴張			
	地内			
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	土砂災害特別警戒区域
	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域	落合川（一三〇五）	土石流	次の図のとおり	区域の表示及び法第九條第二項に於ける土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十一年政令第八十四号）で定める事項
	落合川（一三〇五隣a）	土石流	次の図のとおり	
	落合川（一三〇五隣b）	土石流	次の図のとおり	
	落合川（一三〇五隣c）	土石流	次の図のとおり	
土砂災害警戒区域	落合川（一三〇五隣c）	土石流	次の図のとおり	区域の表示及び法第九條第二項に於ける土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十一年政令第八十四号）で定める事項
	落合川（一三〇五隣b）	土石流	次の図のとおり	
	落合川（一三〇五隣a）	土石流	次の図のとおり	
	落合川（一三〇五）	土石流	次の図のとおり	
土砂災害警戒区域	柏尾川（七一一）	土石流	次の図のとおり	区域の表示及び法第九條第二項に於ける土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十一年政令第八十四号）で定める事項
	柏尾川（七一一）	土石流	次の図のとおり	
	柏尾川（七一一）	土石流	次の図のとおり	
	柏尾川（七一一）	土石流	次の図のとおり	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当、広島県西部建設事務所及び広島県西部建設事務所安芸太田支所に備え置いて縦覧に供する。